

奥出雲町家庭学習支援塾（公営塾）運営業務

仕様書

令和8年5月

家庭学習支援塾（公営塾）運営業務委託 仕様書

1 業務名

奥出雲町家庭学習支援塾（公営塾） 運営業務委託

2 業務の目的

本業務は、生徒の学習習慣の定着及び学力向上を図るとともに、家庭環境等による教育格差の縮小、将来を担う人材育成及び地域に根ざした学びの環境づくりを目的として、公営塾を設置・運営するものである。

また、学校・家庭・地域と連携しながら、生徒一人ひとりに応じた学習支援を行い、主体的に学ぶ力を育成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※準備期間を含む

※次年度以降については、事業評価等を踏まえ更新する場合がある。

4 業務実施場所

仁多中学校：ランチルーム

横田中学校：横田コミュニティセンター又は農村婦人の家

※詳細は協議による。

5 対象者

奥出雲町内の中学校に在籍する生徒

6 業務内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

(1) 学習支援業務

- 家庭学習習慣形成支援
- 自主学習支援
- 学校授業の補充学習
- 定期テスト対策
- 高校受験対策

(2) 学習相談・進路支援

- 生徒への学習相談
- 保護者への教育相談
- 学習状況のフィードバック

(3) 運営業務

- 受講管理
- 出欠管理
- 安全管理
- 会場管理
- 教材準備

(4) 学校等との連携

- 学校との情報共有
 - 教育委員会との定期協議
 - 必要に応じたケース会議参加
- ※個人情報保護に十分配慮すること。

7 実施体制

(1) 配置体制

受託者は、以下の人員を配置すること。

- 業務責任者
- 学習指導員
- 必要に応じた補助員

(2) 資格・経験

指導員については、以下のいずれかを有することが望ましい。

- 学習塾等での指導経験
- 教員免許保有者
- 教育支援経験者

(3) 欠員対応

指導員欠席時の代替体制を整備すること。

8 実施日時

仁多中・横田中それぞれ週2日程度

- 平日放課後
- 長期休業期間
- 土曜日

※詳細は教育委員会と協議する。

9 成果目標

受託者は、以下の成果を意識した運営を行うこと。

- 家庭学習時間の増加

- 学習習慣の定着
- 参加継続率向上
- 学習意欲向上
- 保護者満足度向上

1 0 業務報告

受託者は、以下を提出すること。

(1) 月次報告

- 実施状況
- 参加人数
- 出席状況
- 課題・改善点

(2) 実績報告書

業務完了後、実績報告書を提出すること。

1 1 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。特に個人情報については別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

1 2 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により本町の承認を得た場合はこの限りでない。なお、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者がすべて責任を負うものとする。

1 3 委託料に含む経費

委託料には、以下を含むものとする。

- 人件費
- 教材費
- 通信費
- 交通費
- 管理費
- その他必要経費

1 4 企画提案事項

提案者は、以下について提案すること。

(1) 基本方針

- 公営塾運営に対する考え方

- 奥出雲町の地域課題への理解

(2) 学習支援内容

- 指導方法

(3) 運営体制

- 人員配置
- 緊急時対応
- 学校連携

(4) 成果向上策

- 学習意欲向上策
- 不登校傾向生徒への配慮
- 継続参加促進

(5) 独自提案（※必須ではない）

- 地域活性化につながる提案
- キャリア教育
- 高校魅力化との連携

1 5 委託成果品

(1) 実績報告

受託者は、発注者が認める期間の委託業務完了後、10日以内に委託業務実績報告書を発注者に提出し、検査を受けるものとする。

(2) 完了検査

受託者は、契約期間の各年度終了後に委託完了届を提出し、検査を受けるものとする

(3) 成果物等の帰属

本委託業務に関して成果物等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）はすべて、本町に帰属するものとする。

1 6 報告及び検査

本町は必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について報告を求め、または検査を行うことができるものとする。受託者は、町から求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

1 7 損害賠償

受託者の故意又は過失により受託者が本町に損害を与えた場合、受託者は本町のその損害を賠償しなければならない。

18 その他の事項

- (1) 関係法令にのっとり、適正に業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本町へ連絡すること。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項については、適宜本町と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) 受託者選定時に提案した内容を遵守し、実施すること。
- (6) 地域おこし協力隊制度が改正され、対応を要する場合は、誠実に協議に応じ対応すること。
- (7) 本業務開始時及び終了時においては、業務を効率且つ円滑に運営できるよう、前受託者及び次期受託者との引継ぎを遅延なく行うこと。また、契約終了後も、
- (8) 本業務の遂行にあたっては、本町と十分に協議を行い、本町の意見や要望を取り入れながら実施すること。その他、業務の履行上必要な事項については、本町と受託者で協議の上決定すること。

19 その他

本仕様書に定めのない事項については、教育委員会と受託者が協議の上決定する。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

- 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で適正な方法にて収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用、又は第三者に提供してはならない。

(管理)

- 5 受注者は、この契約にて知り得た個人情報について、漏洩・滅失・棄損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

- 6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務について第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(第三者への準用)

- 7 この特記事項は前項に基づき、この契約による業務を第三者に委託又は請け負わせる場合に準用する。

(業務従事者への周知)

- 8 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知及び教育させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 9 受注者は、この契約による業務を処理するために受注者から得た個人情報を発注者の承諾なしに複写複製してはならない。

(調査)

- 10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 11 受注者は、この契約に違反する事項が生じ、又は生じるおそれがある事態を知ったときには、迅速に発注者に報告し指示に従うものとする。

(指示)

- 12 発注者は、受注者がこの契約による個人情報の取扱いにについて、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。